

あるべき税制研究会（16回）議事録

平成20年1月25日、経団連会館にて第16回の「あるべき税制委員会」が開催されました。今回は、森信委員長から「法人税改革の今後の議論の在り方」と題して報告・議論を行い、その後経済産業省柳瀬課長から「エンジェル税制改正の概要について」報告がありました。（それぞれの資料は別添）

森信の報告の概要は以下の通りです。

1、今年、法人税改革についてじっくり議論していきたい。法人税改革議論は、現在すっかり議題から落ちている。不透明な政治情勢、財政再建への配慮、社会保険料負担との一体改革の必要性等々がその要因として考えられるが、この間、日米と並んで40%の実効税率を維持していたドイツは、大連立政権のもとで10%実効税率を引き下げた。財源は、課税ベースの拡大であるが、消費税率を3%引き上げ、財政再建のめどがついたという背景が大きく影響している。

2、その結果、わが国の法人税実効税率は、米国と並んで先進国最高水準となり、わが国企業の国際競争力に与える影響だけでなく、わが国の企業立地競争力の低下を招いている。その結果、わが国企業の、低税率国への付加価値・所得移転がすすんだり、海外子会社での所得留保や本邦への還流が進まないという状況が生じつつある。また、欧米企業がわが国での事業展開に当たってアジアの低税率国の拠点を通じて事業を行うというプランニングも増え、わが国の雇用や税収もその分失われている。

3、法人実効税率を10%引き下げるには、5兆円（消費税2%分）の財源が必要である。課税ベースの拡大でまかなうには、最大の減収額項目の租税特別措置である研究開発促進税制を廃止しその財源で法人税率を引き下げる必要があるが、その場合引き下げ幅は2%弱にしかならず、また、研究開発減税がデフレ経済を脱する過程でわが国経済の国際競争力強化・活性化に大きく役立っていることをも考慮しなければならない。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。